



平成19年度 松前町職員採用試験を行います



1 受付期間

6月1日(金)から6月26日(火)までの執務時間中(土・日曜日を除く8時30分～17時30分)

※ 郵便による申込受けは行いません。

2 第1次試験

日時 7月29日(日) 10時～

場所 松前町役場庁舎

3 試験区分、採用予定人員、受験資格及び試験方法

試験区分	採用予定人員	受験資格		第1次試験	第2次試験
上級事務	3名程度	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者		教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 対人適応性検査 事務適性検査	作文試験 口述試験 身体検査
上級土木	1名程度	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者		教養試験(大学卒業程度) 専門試験(土木) 対人適応性検査 事務適性検査	
保健師	1名程度	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	保健師の資格を有する者又は平成20年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(保健師)	
保育士	5名程度	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	保育士の資格を有する者又は平成20年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士)	
幼稚園教諭	1名程度	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	幼稚園教諭の免許を有する者又は平成20年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(幼稚園教諭)	

4 共通受験資格

- ① 日本の国籍を有する者
- ② 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

〔請求先〕

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場総務課職員係

5 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

6 申込用紙の入手方法

役場総務課職員係で交付します。なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分について、「〇〇職員試験(試験区分又は職種)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)を貼った、あて先明記の返信用封筒を同封してください。

7 申込方法

必要な事項を記入した申込書及び写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦5cm、横4cm)を受付期間内に役場総務課職員係へ提出してください。申込書の受け付けと同時に受験票を交付します。

※ 郵便による申込みは出来ません。

問い合わせ 役場総務課職員係 ☎985-4103